<【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について >

次期申し送り事項

No.	申し送り事項	提出会派
1	 ・委員会のインターネット中継の実施は、委員会審査の方法(各委員の質問持ち時間制・質問の事前通告制・予算決算の審査方法・委員外議員の発言に関することなど)を改革した後にする。 ・改選後速やかに委員会の審査の方法についての検討を始め、1年以内に結論を出し、2年目から委員会のインターネット中継を実施する。全会一致では結局結論が出ないので、改選後速やかに議論を行い、議論を尽くしても合意できない場合は、多数決で意思形成をはかり、委員会のインターネット中継ができるように委員会審査の方法を改善する。 	新政クラブ
2	・委員会のインターネット中継についての議論と委員会運営に関する議論は切り離して議論をする。・委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、アンケート等を実施し、市民の意見に沿う形で市民が求める中継に改めていく手順が望ましい。	明るいみらい・ やまと
3	・委員会の運営では、委員外議員の発言を次のようにする。①委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する。②委員を出していない会派の委員外議員の発言に制限を設ける。	公明党
4	・委員会における委員外議員の発言は制限をしない。	無所属
5	言論の府である議会において、委員会のインターネット中継のために発言の機会や時間短縮があってはならない。	日本共産党
6	一問一答で行われる委員会審査は市民にわかりやすい。委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、市民の意見を聞きながら委員会運営を改善していく。	神奈川ネットワーク運動
7	・委員会のインターネット中継を実施した上で、随時、市民が求める中継に改めていく。	大和クラブ